

建設工事等の入札における入札金額内訳書の取扱いについて

建設工事等の入札における入札金額内訳書の取扱いについて

本市が執行する建設工事等の入札において提出された入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いを次のとおり定める。

- 1 未提出又は未提出と同等と認められる場合並びに記載すべき事項が欠けている場合は、当該入札を原則として無効とする。

＜未提出又は未提出と同等と認められる場合の例＞

- (1) 内訳書が提出されていない場合
- (2) 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- (3) 他の案件の内訳書が提出された場合
- (4) 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- (5) 合計金額欄に記載がない場合
- (6) 市が指定した書式以外の内訳書が提出された場合
- (7) 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合

＜記載すべき事項が欠けている場合の例＞

- (1) 内訳金額の記載がない場合
- (2) 件名、業者名又は代表者氏名の記載がない場合
- (3) 明示した項目を満たしていない場合

- 2 記載事項に誤りがある場合は、当該入札を原則として無効とする。ただし、明らかに軽微な誤記であると認められる場合は、無効としないことができる。

＜記載すべき事項に誤りがある場合の例＞

- (1) 件名、業者名又は代表者氏名に誤りがある場合
- (2) 内訳書の計算が間違っている場合
- (3) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合（内訳書の合計金額を算出するにあたり、一括して値引きをする項目を設けて入札金額と一致させている場合を含む。）

- 3 内訳書の確認時において、提出した内訳書に疑義があり、談合の疑いが認められる場合は、入札を保留し、川越市談合情報対応要領に基づき、処理するものとする。

＜談合の疑いが認められる場合の例＞

- (1) 他の業者の内訳書が添付されている場合
- (2) 他の入札者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合
- (3) その他談合が推測される記載等がある場合

附 則

この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、同日以後執行する入札に適用する。

附 則

この取扱いは、平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知する入札に適用する。

附 則

この取扱いは、平成 29 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知する入札に適用する。